

長期休業中も、タブレットパソコンの故障・破損・紛失・盗難の場合は、学校へ連絡してください。
盗難の場合は、警察署へ届出を出してください。

1 タブレット利用における対応フロー（故障）

① 学校へ連絡

※故障の理由に関わらず、代替品と交換します。
事故の事実がない故障、システム不良 等

2 タブレット利用における対応フロー（破損）

① 学校へ連絡

② 児童生徒・保護者 学校へ「児童生徒用タブレットパソコン等の事故届」を提出

③ 学校 破損機器に応じて対応

3 タブレット利用における対応フロー（紛失）

① 学校へ連絡

② 児童生徒・保護者 学校へ「児童生徒用タブレットパソコン等の事故届」を提出

4 タブレット利用における対応フロー（盗難）

① 学校へ連絡



② 児童生徒・保護者 警察へ盗難届を提出



※盗難の事実が明らかな場合のみ盗難届を提出してください。
盗難届を提出した場合、「警察署名」「受理番号」を確認してください。

③ 児童生徒・保護者 学校へ「児童生徒用タブレットパソコン等の事故届」を提出

SIMカードのみ盗難の場合も学校へご連絡ください。